改正ポイント 2　特別養護老人ホームへの入所基準が、原則「要介護３」以上になりました

特別養護老人ホーム　かみのくに荘

これまで		平成27年４月から
要介護１～５と認定された人が入所できます	→	**要介護３以上**の人に限られます。※1※2

※１平成27年３月末までに入所している人で、要介護１・２の人は、継続して入所できます。ただし、４月以降は、入院などで一時退所した場合の再入所は、新規入所扱いとなります。

※２要介護１、２の人でも、**やむを得ない事情**で在宅生活が著しく困難な場合は、特例で入所が認められる場合があります。

やむを得ない事情とは・・・

①認知症であって日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる場合

②知的・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる場合

③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な場合

などと、それぞれの状態により判断することとなります。

８月に予定されている改正

（１）一部の方の自己負担が２割になります

一定以上の所得（本人の合計所得金額が160万円以上の人など）のある人が介護保険サービスを利用するときの自己負担が１割から２割になります。

（２）低所得の施設利用者の食費・居住費の適用要件が変わります

低所得の施設利用者のうち、配偶者が住民税課税者である場合、または預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える場合、食費・居住費は全額自己負担となります。

（３）高額介護サービス費の一部の上限額が変わります

同じ月に利用した介護サービス利用者負担（１割または２割）の合計が高額になり一定額を超えた時は、超えた分が「高額介護サービス費」として後から給付されますが、医療保険制度における現役並み所得者相当の人は、限度額が37,200円から44,400円となり上限額が引き上げられます。

（４）高額医療・高額介護合算制度の限度額が変わります

年間の医療費と介護サービス費の自己負担が一定の限度額を超えたときに支給される「高額医療・高額介護合算制度」の70歳未満の人の限度額が変わります。

お問い合わせ先　保健福祉課介護・自立支援グループ
☎５５－４４６０（健康づくりセンター内）